

役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人太陽の会の理事・監事・評議員及び評議員選任解任委員(以下「委員」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において役員とは、法人の評議員、理事、監事をいう。

(報酬)

第3条 役員及び委員の報酬については、その業務内容により下表のとおり支給する。

	評議員会・理事会・委員会出席	役員業務(全日)	役員業務(半日)	監事監査	監事会計監査(有資格監事)
評議員	5,300円	11,770円	5,300円		
理事	5,300円	11,770円	5,300円		
監事	5,300円	11,770円	5,300円	役員業務に準ずる	30,000円
選任・解任委員	5,300円	11,770円	5,300円		

※源泉税込(乙欄)

(役員及び委員の業務管理)

第4条 評議員会・理事会・評議員選任・解任委員会への出席を除く役員及び委員の業務については、1日4時間以上を全日とし4時間未満を半日とする。またその業務内容については、役員業務管理表に記載する。

(報酬の限度額)

第5条 評議員の報酬額は定款第8条により各年度50万円、理事・監事の報酬額は各年度70万円、評議員選任・解任委員の報酬額は各年度5万円をそれぞれ上限とする。

(報酬の支払方法)

第6条 役員報酬の支払方法は現金支給とする。ただし、役員業務の内容により当日現金支払いができない場合及び役員からの申し出により振込とすることもできる。

(旅費交通費)

第7条 評議委員会・理事会・評議員選任・解任委員会出席のため及び法人業務に係る交通費は実費支払いとする。但し、新幹線・在来線は普通車・指定席とし、航空機はエコノミークラスとする。

(出張旅費)

第8条 役員が法人業務のため宿泊が必要な場合は、役員業務報酬に加え、宿泊費及び旅費の実費を支給する。ただし、宿泊費の支給上限は20,000円とする。

(締め日と支給日)

第9条 毎月、月末日を締め日とし、1ヶ月の集計を行い、翌月10日に支払う。

- 2 前項に関わらず、各会出席時の報酬は、特に振込等の申し出のある場合を除き、当日現金にて支払うこととする。

附 則 この規程は、2006年 4月 1日から施行する。
2014年 4月 1日 改正
2017年 6月23日 改正
2018年 6月15日 改正
2019年 6月25日 改正